
令和2年 第2回定例会

代表質問 岡元 由美議員

令和2年 6月11日

▶質問

大田区議会公明党の岡元由美です。会派を代表して質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表しますとともに、療養中の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、地域の医療・介護・福祉を懸命に支えてくださる従事者の皆様に心から感謝申し上げます。

区におきましても、区長を中心に大田区新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、全庁を挙げた対応に当たられました。特に保健所の皆様の、最前線で未知の感染症との戦いは、手探りの連続で心身ともに大変なご苦労だったと思います。心から御礼申し上げます。また、特別定額給付金を担当されている皆様も、予定を大幅に前倒しした5月1日からのオンライン申請に向けた準備、手作業による確認・支給作業、並行して郵送申請への対応と、懸命に対応して頂きました。引き続き一日も早い支給を目指して、宜しくお願い致します。

今般の新型コロナウイルス感染症は、世界経済に大きな影響を及ぼしており、終息後も景気低迷の長期化が避けられない見通しです。リーマンショック時、区では2年間のマイナスシーリング予算となりましたが、今回の区財政への影響は数カ年に及ぶものと想定され、特別区税や特別区財政交付金等の長期の減収による、今後の財政運営は極めて厳しいものになると考えられます。

東京都は6月1日に、ステップ2へと移行しましたが、終息への道のりは遠く、自粛による収入の減少や雇用喪失の影響は、今後さらに拡大し、これまで年金の不足をパート等で補ってきた高齢者や、業績悪化を理由に解雇された若年層などの生活保護の相談、受給申請が急増すると思われます。生活保護受給者の増加は、相談事業だけでなく、生産年齢層への就労支援のための人員強化も必要となります。

社会福祉協議会の緊急小口資金やJOBOTAの生活困窮者住居確保給付金の増加は更に続いていきます。新型コロナウイルスの対策自体の支出に加え、その影響による財政負担を覚悟しなければなりません。区は本年度および今後の財政の見込みをどのように捉えていら

っしゃるのか、伺います。

逼迫する区財政の運営には、早急な事業の見直しが必要で、区は（仮称）緊急計画を策定されるということです。（仮称）緊急計画はどのようなイメージで策定されるのか伺います。

リーマンショックの時は部局ごとに一律5%マイナスとなる見直しが行われました。部局としての優先度を検討していくことは勿論ですが、新型コロナウイルスの影響は部局によって随分異なるものと思います。そこで、事業見直しにあたって、部局を超えた全庁的な優先度の判断はどのように行っていくお考えか、区長の見解を伺います。

現在、国では2020年度第2次補正予算の審議中ですが、第1次補正予算に計上された地方創生臨時交付金について、各自治体が実施計画を決定しています。本区に交付される地方創生臨時交付金の金額とその用途についてお知らせください。

次に、風水害への対策について伺います。本格的な梅雨の季節を迎え、集中豪雨による土砂災害や浸水被害が各地で警戒されています。政府は、「防災基本計画」を修正し、国や自治体が講ずべき災害対策の基本的な方針を示しましたが、特に、新型コロナを含む感染症対策が加わりました。感染防止には、3密を避けることが基本ですが、今年の台風19号でも、多摩川近隣の避難所では、大勢の避難者であふれ、風雨の中、別の避難所に移動するという事態が起きました。

基本計画では、避難所の過密を抑制するため避難先を分散させる分散避難を強調しています。分散避難の方法としては、避難所を増やすことと避難所への避難者数を減らすことです。基本計画では、自治体が提供する避難先にホテルや旅館の活用をあげ、地方創生臨時交付金を宿泊施設の借り上げ費用に充てることとしています。

区には、ベッドや和室、布団もある、「ゆいっつ」、また文化センターや区民センターの和室があります。これらを避難所として活用するお考えはありますか。

避難所が増えれば、運営する職員数が不足しますが、長期間の運営ではなく1泊程度であれば、地域の町会、自治会への協力も得やすくなると思います。

避難所の拡充について、区の見解を伺います。台風19号の経験で、公助の限界が浮き彫りになり、改めて自助・共助の必要性を実感しましたが、新型コロナウイルス感染症への対策が加わると共助にも限界が見え、これまで以上に強力に自助を進めなければなりません。その意味で、6月1日号の区報、防災特集号はイラストが多く、簡潔な文章で、「自らの命は自らが守る」という自助の在り方を示す完全保存版の素晴らしい内容となっています。

避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はあり

ません。と明快です。その上で避難の判断について、特に高齢者や障害者などの災害時要配慮者について伺います。

先の予算特別委員会におけるわが党の広川議員からの質疑に対し、ケアマネージャー等の福祉職による避難の計画策定は介護保険上、難しい。地域と要支援者が顔の見える関係を築いている自治会・町会の先進事例を紹介し、区内全域で防災について共に考えていく機運を醸成していくと答弁されています。これを踏まえると、要配慮者にとって避難そのものが必要なのか。必要ならどこに避難するのか。避難できる親戚・知人等はいないのか等、丁寧に聞き取りしながら、あらかじめ決めて頂くお手伝いは、民生委員や地域包括に担って頂くことが自然なのではないかと思いますが、見解をお示してください。

最後に区政に関する情報提供について伺います。区はHPや区報などで情報提供を行っていますが、いずれもあらゆる区民を対象にし、該当者の少ない非常に稀な事例まで記載してしまうため、本来伝えたいことがぼやけて、伝わらなくなっています。これらのツールの目的は的確な情報伝達にあります。高齢者が読まれている区報でも、情報量が多すぎ、小さな文字だけが並んで、読み手が情報を選択しなければならないため、正しく理解されない結果となります。ホームページも東京都や国のホームページをそのまま添付するのではなく、区独自の目線やひと手間をかけた上でアップしてほしいと思います。これまで多くの議員から周知の工夫について提案や要望がなされてきましたが、どのように改善されるのか、伺います。

次に待機児童対策について伺います。第1回定例会でも代表質問、松本議員の一般質問と重ねて伺ってきました。代表質問では、3歳以上の欠員が増えていることから、新規開設の在り方について区の見解を伺いました。区長からは、認可保育園の開設は区切りの時期を迎える。令和3年度以降は、小規模保育所や認証保育所への勧奨強化や保育ママの拡充などにより、待機児童解消を目指していくと答弁されました。しかしながら、本年は保育ママにおける欠員が非常に多い状況です。6月になっても37人の欠員で、稼働率は46%です。その中でも気になるのが、区が整備して開設したグループ保育室です。8か所のうち6か所に欠員があり、残る2か所も休室や保育ママが決まっていないなど、十分に機能していません。北糀谷グループ保育室にいたっては現在2人の保育ママで定員5人ですが、1人も利用していません。小規模保育所でも1歳児で39人、2歳児で33人の欠員があります。久が原らるスマート保育所は定員17人のうち11人が欠員。その他3園で、定員19人のうち9人が欠員となっています。低年齢にも、これだけの欠員がでていることについて、区はどのような見解をお持ちでしょうか。伺います。

認可保育園、小規模保育所等の欠員に対しては、保育料の一部が区から運営事業者に支

払われています。幼児教育無償化で本来、国が負担する保育料が、欠員となれば、保育定員を管理する大田区の負担となります。予算書や決算書では事業者への運営費補助という形で包含され、欠員補填に係る金額が見えてきませんが、整備費用が国や東京都からの補助金とはいえ、整備することによって、必要以上の欠員補填費用を支出し続けることは問題であり、恒常的な財政負担については、抜本的な解決を、早急に進める必要があります。区の見解を伺います。

認可保育園では、新型コロナウイルスによる登園自粛要請に応じて、7割程度が自粛されたとのことでした。認証保育所等でも同様な状況であったと思われます。テレワークの進展により出勤時だけ利用する定期利用への転換、育児休業の延長等による需要の減少も考えられ、更なる欠員発生の可能性が高まる中、現時点で3歳以上に966人の欠員が発生している認可保育園の増設、今年度の700人の拡充は必要なのか、慎重な検討が求められます。見解を伺います。

次にコロナ禍における福祉施設の対応について伺います。まず、障害のある子どもたちが通う「放課後等デイサービス事業所」では小中学校の一斉臨時休業中も受け入れを続けてきました。特別支援学校も休校となり、「最後のよりどころ」であったと思います。

放課後等デイサービス事業所では、学校の一斉臨時休業、しかもいきなりの休業に加え、朝から夕方までの長期休暇同様の受け入れ対応、春休み期間も継続して受け入れ、結果的には、3か月以上の長期間になりました。2月27日の厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所の対応について」の中で、開所時間については可能な限り長時間とすることをお願いするとあり、定員の150%を超えた受け入れもやむを得ないとしています。

夏休みなど長期休業の場合、追加の人員配置を行って対応する事業所もあるようですが、今回は突然の休業で募集の準備が整わず、また新型コロナの感染リスクへの不安などから募集しても応じる人がいなかったと聞きました。放課後等デイサービスに通ってくる子ども達は、感染の危険性を理解することやそれに伴う行動の制約を受容することができず、自宅で、一人で過ごすことが困難な子ども達です。さらに、学校の休業や生活の突然の変化に動揺し不安定になって、日頃以上に指導員にまわりつき、高学年の男児でも抱っこして離れなかったそうです。コロナ禍では、障害児への影響は特に大きかったと言えます。感染の脅威を気にしながら、十分な人員確保もできず、フィジカルディスタンスどころか、一日中子ども達を抱え続けた職員の皆さんの不安は計り知れないものだったろうと思います。

学童保育や認可保育園などは利用や登園の自粛を保護者に求めました。放課後等デイ

サービスにおいても緊急事態宣言を受けて自粛をお願いした事業所もあったと聞いていますが、区全体としてはどのような状況でしたでしょうか。また、マスクや消毒液、トイレットペーパーも入手が困難な中、サービスを継続してきた事業所に対して、区はどのような支援を行われたのか、お知らせください。

障がい者施設においては、就労支援や生活支援などの通所利用が停止となり、一日中家の中に閉じこもって、本人も家族も疲弊しきっていると伺いました。不要不急を避け、食料品等生活必需品の買い物を一人でという東京都の要請を守って、全く外出していない。外の空気を吸うこともないとのことでした。もちろん、感染者が出れば、はぎなか園のように休園となりますが、今後、感染拡大が懸念される場合は、感染者が出ていなくても自粛を要請していくのでしょうか。今回は、初めての未曾有の事態でしたから、やむを得ないと思いますが、今後の感染拡大に備え、通所継続ができるための準備に取り組むべきと考えます。見解を伺います。

東京都は、緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について、利用者の同意を得ることを条件とするものの、訪問介護では1日の分散訪問を、複数回の算定にする。通所系サービスでも、サービス提供時間が短時間になっても算定区分の最低報酬区分で算定する。また電話による安否確認等を行った場合も算定にするなど、報酬算定を大幅に緩和して、サービス提供の継続を求めました。

感染拡大期に従事して下さった方々は、自分自身への感染の危険性を感じながら、サービス継続に取り組んで頂きました。現在、幸いにも小康状態ありますが、今後いつ第2波、第3波がきてもおかしくありません。そうした事態が来る前に、区が事業者に対して、従事者や利用者への感染拡大防止のための対策やサービス継続のための支援策をしっかりと講じるよう、強く要望します。

品川区は、地方創生臨時交付金を遣って、「介護・障害福祉サービス業務継続支援金」として、直接サービスにあたる職員1人あたり2万5000円、非常勤や事務職にも1万5000円を支給しました。総額は1億7800万円です。関係者からは、「最前線で働く皆の努力が報われます。区は私たちを見てくれている、評価してくれている、というところがとても嬉しい」との感想が報道されていました。事業者や従事者が区に対して信頼感を持って頂くことは、不足する福祉人材確保の意味からも非常に重要なことだと思います。

本区にあっても、自粛による影響を受けた事業所や従事者への支援など、目に見える形での交付金の活用を是非検討して頂くよう要望しておきます。

高齢者の住まい確保について伺います。区はこれまで高齢者の住まい確保のために、

協力不動産の紹介や保証会社への保証料の補助などの支援を行ってきました。これらの支援によって一定の成果があったことは評価しますが、年金等収入の少ない高齢者に対する住まいの新たな提供はありません。家賃さえ安ければ暮らし続けていけるのにとの声は非常に多いです。年金等の収入が生活保護基準以下でも保護を受けずに暮らしている高齢者は大勢いますが、蓄えが無くなったら、全員が生活保護を受給していけばよいのでしょうか。

区は空き家を地域交流や子育て支援などの公益目的で活用する取り組みを進めていますが、負担に苦しむ高齢者に対し、区が空き家を整備し、シェアハウスとして提供しては如何でしょうか。共同生活は孤立化防止が期待され、浴室のあるシェアハウスは、浴場の減少や節約から入浴回数が減っている高齢者の健康増進にもつながります。民間のシェアハウスは増えていますが、高齢者専用には福祉施策として、区が提供して頂きたいと思います。増設予定のない高齢者アパートに代わる、低所得者の高齢者への住宅提供について区の見解を伺います。

次に、産業振興の在り方について伺います。新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、区内の商店街、中でも生活必需品を除く小売店舗や飲食店を直撃しています。区は全額利子補給する、融資限度額5000万円の「新型コロナウイルス対策特別資金」により、中小企業や個人事業主を支援してきました。売り上げが激減した店舗では国の持続化給付金や東京都の感染拡大防止協力金の申請もされています。こうした商店街等への支援策について、区は現在どのようなことを考えているのか、伺います。

新型コロナウイルス感染は、いったん収束したとして、第2波、第3波が来るとも言われています。そのたびに自粛、休業といった対応を繰り返すのではなく、新たな生活様式に対応した営業形態の構築が必要だと思います。東京オリンピック・パラリンピックが開催されれば、多くの外国人が日本を訪れることとなりますが、区内の商店街で現金しか使えない状況があることは、利便性はもとより、現金の受け渡しによる感染のリスクが解消されません。今回の新型コロナウイルスの感染拡大やオリンピック・パラリンピックの開催延期をチャンスに変えて、キャッシュレス化への転換をより一層促進していくことができるのではないかと、そのための具体的な支援をすべきと考えます。一時的な財政投入で終わってしまう支援ではなく、それぞれの店舗が自力で生き残っていくために寄り添った支援が必要です。区の見解を伺います。

今回、営業の自粛や営業時間短縮を余儀なくされた飲食店などは、テイクアウトやデリバリーなど。これまで行っていなかったサービスを展開するなど、必死に事業を続けています。こうした工夫や営業努力は商売人にとって不可欠であり、それによって地域

住民も非常に助けられています。私自身も新たにテイクアウトを始められた近隣の飲食店に大いに助けられました。一方で、お弁当やお惣菜などをテイクアウトする際には、使い捨てのプラスチック容器が使われることが多く、プラスチックごみの増加が今後、温暖化や自然災害の激甚化など甚大な問題につながっていくと危惧されます。

区は、区内企業の力でプラスチック容器に代わる繰り返し使える容器、電子レンジで加熱もできるおしゃれな容器を開発し、商店街単位あるいはもう少し広い範囲でもこの容器を持参したらポイントが付くなどのプレミアムを付けたテイクアウトの方法を検討しては如何でしょうか。

飲食店の路上利用について伺います。国交省は、期限付きで、テラス営業の3密回避支援として、歩道を利用する場所では、交通量の多い場合3.5M以上、その他の場所では2M以上の歩行空間を確保すれば仮設の机やイスを道路において営業できると道路占用基準を緩和しました。

大田区においても、新しい生活様式の定着の一つとして、イベント時だけ歩行者天国としてきたさかさ川通りや蒲田駅西口広場、大森駅東口広場、大きな商店街などで、路上の活用を検討しては如何でしょうか。

例えば、昼食時間帯に、テイクアウトした物を閉鎖的な職場に戻って食べるのではなく、外の開放的な空間で食べられることで気分転換にもなり、仕事との休憩の切り替えもできるといったメリットもあります。

新型コロナウイルスとの共存、ウィズコロナを覚悟しなければならない中で、今回のコロナ対策をきっかけに、将来に向けた持続可能な社会への転換についても取り組んでいく必要があると考えますが、区の見解を伺います。

次に臨時休業中の学校の取り組みと再開後の対応について伺います。新型コロナウイルスの感染拡大により、区立小中学校は、3月から5月までの休業、さらに6月も本格的な授業開始は22日以降の予定で、春休みを除いても3か月間、授業が止まってしまいました。十分な準備期間もない中で、何度も臨時休業が延長となり、子ども達への様々な影響が懸念されます。休業中の家庭学習の支援については、インターネット環境の有無はあるものの、視聴できる家庭においても、学校によって情報量に大きな差があったように感じます。

教育委員会として、各校のホームページの更新については、どのように確認し、どのような支援を行ってきたのか、今後の展望も合わせてお知らせください。

大田区では、夏休みを18日間、冬休みを2日間短縮して授業に充てる予定ですが、これでは1か月間分だけしか補うことができません。ちなみに江戸川区は、授業確保のために

月2回午前中土曜授業を実施します。大田区も土曜授業を増やすなど、残り2か月分の授業数の確保について、どのように考えられているのか伺います。

臨時休業中はプリントや教科書の音読みや漢字の書き取りなどの課題が出されていましたが、大量の宿題が出され、付きっきりでやらせなければならない保護者からは悲痛な声が届いています。この間の単元を未消化のまま、欠落した状態で、次年度以降の授業を進めてしまうことはいずれ大きな支障となってきます。臨時休業中の自宅学習はあくまでも予習という考え方で、改めて進級前の3月からの授業を実施していくお考えはありますでしょうか。

複数年かけて取り戻すには、教科書自体の変更も必要となるのではないかと思います。大田区だけでできることではありませんので、是非、東京都への要望をお願いします。

次に、6月1日から再開された、学校における感染防止の取り組みについて伺います。文科省は、新型コロナウイルス感染症の衛生管理について、考え方や具体的な対応策をまとめたマニュアル「学校の新しい生活様式」を5月22日、都道府県の教育委員会などに通知しています。

再開後の感染防止策について、学校運営の責任は学校長にあり、基本的には学校長の判断ということになると思いますが、公立学校である以上、大きな違いがあることは好ましくないと感じます。例えば、熱中症予防としての水分補給の観点からも、水筒は有効だと思いますが、水筒については、必ず持たせてくださいとの学校がある一方、持参は良いが、衛生管理、持ち帰りについては自己責任で。また水筒について全く触れていない学校もあり、区としての統一した扱いはないようです。教育委員会として水分補給の対策についてお示してください。

子ども達も3密を避け、マスクの着用や手洗い・うがい、フィジカルディスタンスを取る新しい学校生活様式に慣れ、習慣化することが求められます。そのためには曖昧な概念ではなく、より具体的な指導の繰り返しが重要です。

昨日から給食も開始され、今月中には全員登校も始まると思いますが、文科省の示す「学校の新しい生活様式」によれば、レベル1になって、全員が教室で授業を受けられる体制です。レベル2・3の段階で、教室内に1メートル以上の間隔を置いた机の配置は可能でしょうか。学校によって児童・生徒数に大きな開きがあります。小学校では152名の大森東小学校と池雪小学校では6倍以上の差、中学校でも4倍近い差のある学校があります。既に空き教室のない学校の対応を含め、フィジカルディスタンスの確保等感染防止のガイドラインを教育委員会として示していくお考えはありますでしょうか、見解を伺います。

最後に、虐待への取り組みについて伺います。臨時休業中は週に1回出勤される担任が児童・生徒の自宅に電話をし、健康観察を行い、必要な指導を適切にする。そして連絡がつかない場合、家庭訪問を実施すると伺っていました。また家庭訪問を通して、十分に食事が取れていない。心身の虐待が疑われるケースを発見するとのことでした。

いくつかの学校の保護者に問い合わせたところ、兄弟のいる家庭で、上の子には何度も電話があるのに、下の子には全く電話がなくて寂しい思いをしていたら、クラスメートみんなに電話がないことがわかって安心した。また、保護者とだけ1・2分話して終わる電話が2回あり、保護者は保護者への確認が目的の電話だと思っていた。また、学校からの着信があったので、何度も折り返しかけたが、話し中でつながらなかったと、耳を疑う内容でした。

各校2台の電話機で電話されたわけですが、1000名に近い池雪小学校では、一人当たり5分の電話を毎日8時間以上かけ続けたという計算になります。おそらくこの間は学校への電話は全くつながらず、保護者や児童・生徒からの問い合わせ等が機能しなかったことでしょう。また固定電話のない家庭は、保護者が勤務されていれば、夜間以外は子どもと直接話すことができなかったことは容易に想像できます。

週に1回の電話で必ず子ども達の声聞くことはマストだったのでしょうか。そうであれば、電話機不足の声やの追加の要望があったはずですが、そのような声は上がり、電話が空かなくて使えないから仕方がない、掛けられるだけは掛けたという事でしょうか。

新型コロナウイルスによる減収や離職などの影響で、これまで学校が掴んでいた家庭以外でも虐待が起こっている可能性があるのに、それをいち早くキャッチするための電話や家庭訪問であったはずなのに残念でなりません。また、その指摘ができなかった自分自身を許せない気持ちで一杯です。

監督責任のある教育委員会として、学校からの電話確認及び家庭訪問の報告体制はどのように行ってこられたのでしょうか。また、報告を受け、教育委員会として、どのような対策を講じてこられたのか。課題のあった児童・生徒のケース会議はどのようにして行われたのかをあわせてお知らせください。

新型コロナウイルスの感染以上に懸念されるのが、子ども達の健康や虐待、長期休業明けの不登校の問題です。これらの課題に対して、今後どのように対策を講じていかれるお考えでしょうか、お伺いします。

区は、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減少した世帯に対しても就学援助費の申請を受け、支給すると通知しています。4月から遡及する支給は6月末

の締め切りです。呉々も漏れのないよう徹底をお願いします。また、既に認定を受けている世帯は、通常通り7月の支給予定ですが、臨時休業による昼食代等の家計負担を考えれば、むしろ前倒しで、新年度も臨時休業が決まった4月初頭、6月末まで延長が決まった5月初頭に速やかに支給する、きめ細やかな配慮が必要であったと思います。

生活に困難を抱えるひとり親世帯や子ども達が制度の狭間から漏れることのないよう、区の関係部局や社会福祉協議会が連携しながら、誰も置き去りにしないとの強い決意で寄り添い、対応して頂くよう要望し、質問を終わります。

<回答>

▶松原 区長

岡元議員の代表質問に順次お答えをしております。

まず、今後の財政見直しに関するご質問でございますが、区の基幹財源については、特別区税や社会保険料等の徴収猶予などの影響に加え、地域経済活動の停滞の影響が大きい、法人住民税などを原資とした特別区交付金の大幅な減収は避けられないものと捉えております。一方、自然災害への備えや、少子高齢化への対応など区の将来に向けた施策をはじめ、更新時期を迎えている施設の改築費や生活保護費などの義務的経費への財政需要の高まりも想定しており、今後の財政運営は大変厳しい状況になります。こうした状況を踏まえ、既存の事務事業を対象に、現下における必要性や緊急性を見極め、見直しや再構築を図り、予算や職員定数など経営資源に的確に反映するよう、取り組みを進めております。区民の暮らしや職場への感染症リスクを低減させ、感染拡大の第2波などへの備えに万全を期すとともに、区民生活に必要な施策を途切れることなく実施することが、区長として私の責務と認識しております。今後も、予算執行段階での一層の創意工夫を図るとともに、財政基金や特別区債の発行余力など、これまで培ってきた財政の対応能力を最大限に発揮し、財政規律を遵守しながら、区民生活と地域経済を全力で守る行財政運営の舵取りを行ってまいります

次に、緊急計画についてのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によります景況の悪化は、区の財政にも大きな影響を及ぼすことから、これまで以上に選択と集中を図り、優先度の高い施策に行政資源を集中投下していく必要があると考えております。そのためには、新型コロナウイルスとの共存を前提に、疫学的な視点を踏まえた施策を展開する必要があります。(仮称)緊急計画は、感染者数が増加する「拡大期」、感染拡大防止策により感染者数が減少する「収束期」、再び感染が拡大する「再燃期」など、いくつかのフェーズを想定し、各フェーズに合わせて最も効果的な施策を実施できるよう策定をしております。疫学的な視点を踏まえた的確な判断と最適な施策展開を図るために、感染症の専門家から各フェーズの捉え方について助言を得ると共に、研修会等を通じて職員自らが新型コロナウイルスに対する正しい知識を深めてまいります。区は、区民の生命・財産を守ることを最優先に、(仮称)緊急計画に基づき、「感染症拡大防止」、「大規模自然災害対策」、「区民生活支援」、「経済活動支援」、「学びの保障」、「自治体経営改革」への取り組みを加速度的に推進してまいります。

次に、事務事業見直しに関するご質問ですが、緊急事態宣言の解除により、再開される社会経済活動に併せて、区は段階的に休止事業を再開するとともに、感染症対策や生活再建、経済復興対策等を推進していく必要があります。新型コロナウイルス感染拡大の影響による景況の悪化

は、リーマンショックを上回り、区の財政も大きな影響を受けることが想定されます。これまで以上に選択と集中を図り、優先度の高い施策に行政資源を集中投入していかなければなりません。そのためには、より効果的・効率的な行政経営の実現に取り組み、限られた経営資源を適正に再配分する必要があることから、現在、事務事業の見直しに取り組んでおります。見直しにあたりましては、全ての部局で、区民の生命、財産、生活への影響度、緊急性及び代替性により必要性を判断しております。全庁一丸となって、全ての事務事業を見直し、新たな自治体経営へシフトすることで、区民の皆様の安全安心な日常を一日も早く取り戻すとともに、効果的・効率的な区政運営を推し進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてのご質問ですが、当該交付金の特別区分については、一括して都に交付され、都から各団体に交付されます。都が基準財政講要額等を基に算定した区の交付限度額は約5億円でございます。交付申請に添付いたしました実施計画には、主な交付対象事業として、区内中小企業等を支援するために、区が全額利子補給する「新型コロナウイルス対策特別資金」、避難所等に感染症対策として配備する検温器やマスクの購入費など、地域経済や住民生活の支援を目的とする事業費を計上し都を通じて国に提出しております。

次に、避難所の拡充についてのご質問ですが、昨年の台風19号の経験を踏まえ、区民の皆様の発災時の混乱を防ぐため、あらかじめ「水害時緊急避難場所」を指定し、周知し、早めの避難を促すこととしました。具体的な避難場所は、浸水に備えて2階建て以上の建物であること、収容力の高さ、備蓄や従事できる人材の有無などを勘案し、震災時の避難所と同じ、区立小中学校としました。一方、今後は感染症対策を考慮し、避難所の収容人数が減少するため避難所を増やすことが求められます。そこで、限られた職員を効率的に配置していくため、まずは、収容力が比較的高い高校などの学校施設を優先的に活用したいと考えております。議員ご提案の施設には、和室や多目的室など高齢者にも適した設備がありますので、今後、その効果的な活用について検討してまいります。

次に、災害時に支援を要する方の避難に関するご質問でございますが、要支援者の方につきましては、お一人おひとりが、ご自身の状況を把握し、事前に備えておくことがとりわけ重要であると考えております。今年度は、ご自身の避難行動を事前に計画しておくことの周知・啓発や、障がいのある方、高齢者の方などに向けたマイタイムライン講習会の実施を予定しております。こうした取組みに加え、避難行動要支援者名簿を活用し、議員お話の内容も含め、あらかじめ最適な避難行動を考えていただく方法についても引き続き、検討してまいります。

次に、広報についてのご質問ですが、広報は、区の様々な区政情報、事業内容、魅力などを区内外に向け、適切な時期に、的確に発信することで、区政への理解、ご協力を得るために大変

重要です。広報においては、多様な媒体を相互補完的に活用しながら、情報を迅速に発信することが必要であると認識しております。その中でも、区ホームページは必要とする情報が、誰もがいつでも容易に取得できることがメリットでございます。区ホームページは、必要な情報を区民にわかりやすく伝えるため、これまでもトップページの改修やスマートフォン対応など、改善に努めてまいりました。一方、インターネットによる情報通信が生活に浸透している中で、自治体ウェブサイトの役割は年々拡大する傾向にあり、時代に合った柔軟なホームページ運営が求められております。こうした状況を踏まえ、今後さらに、利用者が情報を取得しやすいように、ホームページの内容を整理・工夫するとともに、ニーズに応じた使いやすくアクセスしやすいウェブサイトの制作・運営について検討してまいります。

次に、保育ママ、小規模保育所の欠員についてのご質問でございますが、保育ママは、家庭的で安全な環境のもとで保育サービスを提供し、利用者に親しまれております。その一方で保育時間が短いため、利用者のニーズに合っていない課題があります。小規模保育所は、待機児童の最も多い1歳児、2歳児を受け入れる大変重要な役割を担っていますが、3歳児以上については、連携園の確保という課題もあります。こうした中、待機児童解消に取り組んだ結果、認可保育所の定員拡充が進んだことも両制度の欠員の要因の一つであると考えられます。今後は、待機児童対策を進めるとともに、保育ママ、小規模保育事業、両制度の課題解決にしっかりと取り組み、利用促進を図ってまいります。

次に、認可保育所、小規模保育所等の欠員補てん費用についてのご質問ですが、欠員の状況について詳細な分析を進めますと認可保育所では、開設年数により欠員状況に差があります、新設の保育所ほど最初は多くの欠員が生じております。また、地域により欠員に差が見られます。区では、これまでも定期利用保育などにより定員の有効活用を図ってまいりましたが、今後は、これらの状況について、より詳細に分析を重ねた上で財政負担軽減の視点も踏まえ、欠員の縮小に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスの影響に伴う今後の保育サービス定員数目標値についてのご質問でございますが、令和2年4月1日現在の保育所等待機児童数は35名となり、前年度比で約70%の減となりました。今後の待機児童解消に向けては、新型コロナウイルスの影響等を踏まえ、当初予算時に想定した700名の定員拡充目標にとらわれず、重点地域を軸とした新規保育所の開設に加え、多様な保育サービスを活用して、バランスの取れた効果的な定員拡充に取り組んでまいります。

次に、区内放課後等デイサービスについてのご質問でございますが、区内小中学校の臨時休業を受け、多くの事業所が、できるかぎり長時間、多くのこどもたちの受け入れを行っていただきました。保護者の方の、感染に対する心配が高まった4月には利用が減少していましたが、5月中

旬以降ご家庭で過ごすことが難しい子どもたちなどの利用が、徐々に増加いたしました。区としてもマスクの配布など、感染防止策を支援してまいりました。たいへん狭い施設内で、思うように体が動かせないなど、限られた療育環境ではありますが、事業者が万全の感染防止策を講じ、子どもたちにとって安全、安心な居場所を提供し、活用いただくことができたと思っております。

次に、障がい者通所施設に関する通所継続についてのご質問でございますが、今般の感染拡大期間においては、可能な方には通所を控えていただくようお願いすると同時に、ご自宅で過ごすことが困難な方につきましては、通所時の検温等にご家族の協力もいただきながら、感染防止策を徹底し、丁寧な受け入れを行ってまいりました。今後懸念されます第二波等の感染拡大につきましては、感染の状況について十分に把握し、利用者、家族のご希望をきめ細かく聞き取り、さまざまな方策を準備し、短時間の受け入れ等柔軟な運営態勢の整備に取り組んでまいります。

次に、高齢者住宅の今後の展開についてのご質問でございますが、区は居住支援法人や不動産関係団体と共に令和元年9月、大田区居住支援協議会を設立しました。この協議会では、高齢であることを理由とした住宅の貸し渋りが行われることなく、民間賃貸住宅に入居できるよう取り組みを推進しております。しかし、低額な家賃の住宅が円滑に供給されるには、まだ多くの課題があります。新しい住まい方の提案や、高齢者が共に助け合い生活する共同住宅の在り方についても、居住支援協議会において議論をしてまいります。今後、関係団体と連携し地域の実情の把握に努め、高齢者の住宅確保が進むよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、商店街等への支援策に関するご質問でございますが、東京都による営業自粛要請に協力し、感染拡大の阻止に努めていただいた小売店舗や飲食店等は、経済的に大きな影響を受けております。そのため区は、緊急の経済支援策を講じるために、本定例会において補正予算のご審議をお願いしております。第1に、地域コミュニティの核となる商店街に対しましては、補助率を10分の10としたプレミアム付き地域商品券の発行を支援いたします。第2に、テイクアウトやデリバリーなどに取り組む商店街に広くご利用いただけるよう、同じく補助率10分の10の支援を実施いたします。第3に、感染拡大防止のために、『新しい生活様式』を取り入れる個店に向けて補助率10分の10の改修費用負担などを行います。区といたしましては、これらの緊急対策により、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つことができる環境の構築に向けて、商店街などを支援してまいります。

次に、キャッシュレスの推進に関するご質問でございますが、わが国では、現金による商い習慣が今も広く残っていることから、キャッシュレス決済に移行しにくい状況がございます。一方で、現金の受け渡し自体が、感染のリスクを高めるとも言われていることから、リスクを少しでも低下させる方策として、キャッシュレスへの転換は有効と考えております。区といたしましては、店舗がキャッシュレスに向け設備を整える場合の支援など、スマート社会に向けた、更なる取り組みを進めてまいります。

次に、テイクアウトにおける、企業と連携した新しい取り組みに関するご質問でございますが、感染症対策を進めていく中、これからの区民生活、地域産業のあり方につきましては、エス・ディー・ジーズ(SDGs)に代表される『持続可能な社会への転換』の視点が重要になります。区内には高度な技術を持つ、ものづくり産業が集積しております。これら工業分野と商店街を中心とする商業分野の連携など、様々な産業の力を結び付けて、持続可能な新しい生活スタイルを提供していくことが区の重要な施策であり、ご提案のような取り組みも含め、今後、検討してまいります。

次に、駅前広場や道路等の路上空間を賑わい空間として活用することについてのご質問でございますが、路上を新たな賑わい空間として活用することは、感染症予防のほか、地域経済の活性化や日常の気分転換などにも効果があると思います。先般、国土交通省から、路上利用の占用許可基準の緩和が緊急措置として発表されました、期間限定ではありますが、路上を活用した飲食店など、新たな生活空間の整備が可能となりました。区としましては、こうした動きを積極的に受け止め、ウィズコロナの時代の新たな産業支援策にも取り組んでまいります。

次に、将来に向けた持続可能な社会への転換についてのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症との戦いは、長期に及ぶことが見込まれます。これからは新型コロナウイルスとの共存を前提とし、感染リスクの低減と、社会経済活動の両立を目指した持続可能な自治体経営が求められます。そのためには、国が示した「新しい生活様式」にもあるように、これまでの生活様式や働き方を見直し、変革させていく必要があります。また、新型コロナウイルスとの共存のためには、生活様式や働き方を見直しのみならず、地域共生のための新たな仕組みの構築など、地域社会のあり方そのものの変革も求められております。区としましては、これまで区民の皆さまとともに培ってまいりました「地域力」を活かし、新型コロナウイルスとの共存を含め、持続可能な社会への転換について取り組んでまいります。私からは以上でございます。

▶小黒教育長

教育に関わるご質問にお答えさせていただきます。

はじめに、臨時休業期間中の各校のホームページ更新の確認や支援についてのご質問でございます。ホームページによる家庭への情報発信を充実させるために、教育委員会が支援することはたいへんに重要であると考えております。各学校のホームページの更新につきましては、毎月、アクセス回数を確認しておりますが、学校により差がございます。そこで、昨年度、様式の共通化をはかり、分かりやすいものへと改善を図ったところですが、また、教育委員会では、今回の休業期

間中、セキュリティを確保しつつ、各学校から動画等を配信できるようシステムの改善を行いました。今後は、教員研修の充実等により、すべての区立学校のホームページによる情報発信が充実できるよう、さらなる強化を図ってまいります。

次に、臨時休業中の授業時数の確保についてのご質問でございます。区立学校では、夏季休業日、冬季休業日を合わせて20日間短縮し、授業時数を確保してまいります。また、月1回以上の土曜授業の実施、あらかじめとっている余剰時数を使つての授業時数の確保など、可能な限り授業時数を確保して学習を進めてまいります。また、文部科学省の通知に示されているように、理科の実験など学校でなくてはできない授業を重点的に行うなど内容の精選を図ってまいります。さらに、授業以外にも、補修や個別指導を丁寧に行い、児童・生徒一人一人の学習状況を把握し、学力の定着を図ってまいります。

次に、進級前の3月の授業、すなわち未履修の事項の指導についてのご質問でございます。教育委員会では、3月に、未履修事項について「文書をもって確実に進学先の学校及び次年度の担任に引き継ぐとともに、年間を通して補充すること」を通知いたしました。学校では、本年度は未履修の事項から指導を始めております。また、学校の学習では、スパイラル、すなわち螺旋的に学習を繰り返すようになっております。新たな単元の学習に入る際に、既習事項が身に付いているかを改めて確認し、身に付いていなければ、立ち戻って指導しております。引き続き、未履修事項について、確実に指導するとともに、一人一人の児童・生徒の学習状況を把握して、補習教室等でしっかりとフォローするよう、各学校を指導してまいります。

次に、熱中症予防としての水分補給の対策についてのご質問でございます。学校にある水道の蛇口の数は限られております、感染防止の観点から、児童・生徒に水筒を持参させることは必要であると考えております。各学校には、5月1日に大田区立学校における水筒の取扱について、適切に使用するよう通知いたしました。児童・生徒に水筒を持参させて、児童・生徒の水分補給をこまめに行うなど、学校の熱中症予防対策を徹底してまいります。

次に、フィジカルディスタンスの確保など、感染症防止ガイドラインについてのご質問でございます。本区では、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」の身体的距離を基準に、分散登校を実施しております。レベル2、3の段階での、全区立学校における児童・生徒の机の配置は、おおむね1メートルから2メートル程度の間隔としております。また、感染防止のガイドラインにつきましては、文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を基本にして、各校で感染症の防止を図ってまいります。区といたしましても、各学校の対応をまとめて、大田区版のガイドラインを検討してまいります。

次に、児童虐待等への対策に関するご質問でございます。臨時休業中の児童・生徒は、外出

自粛で多くの時間を家で過ごさざるを得ませんでした。一人で勉強する不安や友達と会えない寂しさを抱えて過ごした子どもたちの家庭における心身の状況については、大変に心配でございました。このような状態の中で、各学校は週1回の電話連絡を行い、必要な家庭に対しては、家庭訪問等の個別対応を行ってまいりました。しかし、一部に対応が不十分な事例もあり、教育委員会としましては、今後の課題であると考えております。実際には、対応が必要なケースが数件ありましたが、その際は、児童相談所や警察と学校がケース会議を開き、子どもたちの安全を確保いたしました。

次に、子どもたち健康や虐待、長期休業明けの不登校などへの対策についてのご質問です。3か月にわたる休業による子どもたちの問題が、今後顕在化してくる可能性がございます、学校では、学校生活調査、学級集団調査などのアンケートを活用し、実態把握に努め、丁寧に対応してまいります。今後第2波、第3波の際には、臨時休業中、一部の家庭に連絡がつかないなどの事例があったことを重く受け止めまして、すべての学校において、子どもたちの様子を具体的に確認する方法を徹底し、対応が必要な児童・生徒につきましては、教育委員会が関係機関と今まで以上に連携し、ケース会議等を行ってまいります。